

津市立中学校部活動ガイドラインおよび
新たな地域クラブ活動について

令和6年9月

津市教育委員会

津市

1. 策定の趣旨

学校部活動は、スポーツ・文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者（以下「部活動顧問」という。）の指導のもと、学校教育の一環として行われ、教師の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担ってきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。

本ガイドラインは、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）、「三重県部活動ガイドラインおよび新たな地域クラブ活動方針」（令和5年12月）を踏まえ、少子化の中でも将来にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、学校部活動が生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方について示すものである。

2. 部活動の意義

学校部活動は、学校教育の一環として、学級や学年の枠をこえて、興味と関心をもつ同好の生徒が自主的・自発的に集い、指導者の指導のもと、個人や集

団としての目的や目標を持ち、切磋琢磨することを通して、人間関係の大切さなどを学ぶことができる活動である。

部活動における教育的意義や効果を高めるため、短期間で活動の成果（試合に勝つなど）を求めること以上に、生徒が意欲的に参加できる環境づくりや生活のバランスを考慮した運営を心がけるなど、適切かつ効果的な指導が必要である。

3. 部活動の位置づけ

中学校学習指導要領では、中央教育審議会答申において部活動が「中学校教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ、教育課程に関連する事項として学習指導要領に記述することが必要」と指摘されたことを受け、部活動の意義や留意点、配慮事項等が規定されている。

中学校学習指導要領（平成29年3月）（抜粋）

第1章総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章各教科

第7節保健体育

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2(6) 第1章総則第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。

4. 部活動の運営

- (1) 部活動が生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえ、生徒の多様な部活動へのニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して、参加の効果を一層高めるための運営を行うべきである。
- (2) 実際の活動については、生徒にとって安全・安心な環境作りを最優先し、心身の健康の状況を確実に把握したうえで行うべきである。
- (3) 部活動には保護者の協力が必要不可欠であり、活動に十分な理解を得られるよう努めるとともに、家庭の経済的負担についても配慮する。
- (4) 休養日の設定については、津市内全域での取組であることを認識し、各学校においても学校体制として取り組むものとする。
- (5) 各学校は「学校部活動運営方針」を策定し、保護者等にも周知する。
- (6) 校長は、各部の活動計画及び活動実績について、部活動指針や学校部活動運営方針に基づいて確認し、必要に応じて指導・助言を行う。また、各部の顧問は「学校部活動運営方針」をもとに年間及び月間の活動計画を作成する。
- (7) 多くの大会や練習試合が実施されている現状があり、各顧問は、出場する大会や練習試合を計画的に選択する。また、大会期、練習期、休息期を明確に意識した活動計画を立てる。
- (8) 始業前の練習を実施する場合は、校長の承認を得たうえで生徒の健康状態や生活実態等を考慮した時間で、顧問の指導のもと活動する。

5. 部活動の指導

- (1) 体罰は、学校教育法で明確に禁止されている行為であり、その根絶に向けて、学校組織として取組を進める。
- (2) 成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐために、休養日を設定し、生徒の心身の疲労回復や負担軽減を図ることが必要であり、オーバーワークにならないように配慮する。
- (3) 部活動による教育的効果は極めて大きく、生徒の良好な人間関係の形成やコミュニケーション能力の育成にもつながるため、結果や技術の向上だけにこだわる指導にならないよう留意する。
- (4) 活動についての専門的な知識や最新の指導方法を身に付けるとともに、望ましい部活動運営や、生徒の安全確保等の指導者自身の指導力向上の観点からも、研修会に参加するなど研鑽に努める。
- (5) 部活動とその他の学校生活が密接に関係している認識を持ち、相乗効果により、生徒がより充実した生活を送れるよう留意する。

6. 部活動の活動基準

- (1) 活動について
活動については部活動の意義とあり方を踏まえ、生徒の実態や健康に配慮し、無理のない内容で活動する。
- (2) 休養日の設定について
 - ① 1週間のうち、2日は休養日を設定する。（うち、1日は土曜日または日曜日とする）
 - ② やむを得ず、土曜日または日曜日に休養日が設定できない場合は、事前に校長の承認を得るとともに、原則として同一月内の土曜日または日曜日に振り替えて休養日を設定する。ただし、大会参加による場合は平日に振り替えることも可能とする。

- ③ 休養日については、全ての部活動で統一したり、施設・設備等を考慮し部活動ごとに設定したりすることが考えられるため、各学校の実情に合わせて設定する。
- (3) 活動時間の設定について
- ① 平日は2時間程度とする。週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間程度とする。
- ② 週休日及び休日において、大会や練習試合等により、やむを得ず活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得る。
- (4) 長期休業中の活動
- 上記(1)(2)(3)に準ずる。また、ある程度のまとまった休養日を設定する。
- (5) 熱中症予防について
- ① 活動時の気象情報には十分留意する。特に、夏の高温・多湿の状況下においては、適切な水分補給や健康観察を行い、熱中症等に注意する。
- ② 「学校における熱中症対策ガイドライン（津市版）」により、以下のとおり対応することとする。
- ア 活動場所の暑さ指数（WBGT）が31℃以上の場合
⇒ 「運動は中止する」
- イ 活動場所の暑さ指数（WBGT）が28℃以上31℃未満の場合
⇒ 「熱中症の危険性が高いため、激しい運動や体温が上昇しやすい運動は避け、必要に応じて運動は中止する」
- ウ 部活動における各種大会への参加
⇒ 「大会主催者の指示に従う」

7. 部活動の在り方

- (1) 部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであり、その本来の目的を十分に果たし、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、円滑に部活動を実施できる部活動数とする必要がある。

- (2) 生徒数の減少に伴い、単一校でチーム編成が成り立たないなどの場合の合同部活動や、通っている学校に希望する部活動がない場合、自宅から一番近い希望する部活動がある学校で活動することができる拠点校部活動により、生徒の活動機会の確保を図る。
- (3) 専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えつつ、教員の負担軽減に向けても、地域の専門性を有する指導者等に関わっていただく機会を増やし、部活動の地域連携を進める。
- (4) 地域のスポーツ・文化芸術団体との連携や合意形成、持続可能な活動環境の整備等について、検討を進める。

8. 新たな地域クラブ活動

- (1) 公立中学校において、部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動の場として、新たに地域クラブ活動を整備する必要がある。
- (2) 地域クラブ活動は、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、社会教育法上の「社会教育」【主として、青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育およびレクリエーション活動を含む。）】の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものとされることから、学校と連携し、部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要とされている。
- (3) 教育委員会やスポーツ・文化振興担当部署、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる検討委員会を設置し、生徒のニーズを把握し、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討する。また、地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進める観点から、教育委員会

- とスポーツ・文化振興担当部署など関係部署が連携・協力して取り組む。
- (4) 生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、地域のスポーツ・文化芸術団体、学校等の関係者の理解と協力のもと、地域の実情に応じ、できることから取組を進める。
 - (5) 地域クラブ活動に取り組む時間や休養日については、生徒の志向や体力等の状況に応じて適切に設定する必要があることから、本ガイドライン「6. 部活動の活動基準」に準ずる。
 - (6) 津市の教育職員が兼職兼業により地域クラブ活動での指導を希望する場合は、「津市の教育職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱」に基づき、津市教育委員会の許可を得て従事する。

9. 休日の部活動の地域連携・地域移行の段階的推進

国や県のガイドラインに基づき、合同練習や合同部活動の活動を通して、成果や課題を整理し、準備が整った地域や種目から、休日における学校部活動や地域クラブ活動へ段階的に移行を進める。その際、合意形成や条件整備等のための時間を要する場合も考えられることから、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すこととする。